介護保険

住宅改修の手引き

鏡野町　総合福祉課

令和６年 10 月

1. 制度概要

在宅で生活する要支援、要介護の認定を受けた方が、被保険者の居住する住宅において、手すりの取付けや段差の解消等の比較的小規模な改修を行うことで、日常生活の自立を支援すると保険者（鏡野町）が認めた場合、居宅介護住宅改修費（介護予防住宅改修費）を支給します。　【平成12年3月8日老企第42号】

対象者	在宅で生活する要支援1・2、要介護1～5と認定された方
支給限度額	居住する住宅に対し、被保険者1人あたり 20 万円

2. 支給の対象となる工事の種類

【平成11年3月31日厚生省告示第95号、平成12年1月31日老企第34号】

1)手すりの取り付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動または移乗動作の補助を目的として設置するものが対象となる。

〇参考事例

給付対象工事	・居室内の手すり（居間、便所、浴室、生活動線上の廊下等） ・敷地内の手すり（玄関ポーチ、門扉までの通路等） ・手すりの付け替え・移設（身体状況の変化等による場合のみ） ・固定された家具への手すりの取り付け
付帯工事	・上記手すりの取り付けのための壁の下地補強
給付対象外工事	・生活動線上にない手すり ・敷地外の手すり ・老朽化を理由とする手すりの付け替え・移設 ・固定されていない家具などへの手すりの取付け
原則給付対象外工事	・集合住宅などの共用部分の手すり →貸主の承諾があり、生活動線上であれば支給対象となる

【注意点】

・本人に適した手すりとなるよう手すりの高さや直径・形状に配慮してください。

高さ：750 ㎜～850 ㎜（利用者の身長の半分が目安）

直径：ハンドレール（手をすべらせて使用する移動用の手すり。廊下等に取り付ける。）

→32 ㎜～36 ㎜

クラブバー（しっかりとつかまって使用する手すり。浴室やトイレ等に取り付ける。）

→28 ㎜～32 ㎜

・工事を伴わない手すり（床に置いて使うものや天井と床に突っ張らせて使うもの、便器に固定して使うもの等）は、「福祉用具貸与」の対象となります。

2）段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差および玄関から道路までの通路等の段差または傾斜を解消するための工事が対象となる。

〇参考事例

給付対象工事	・各居室の敷居を低く（撤去）する工事 ・スロープ・踏み台を固定設置する工事 ・浴室の洗い場のかさ上げ工事 ・敷石をコンクリートスロープにする工事 ・階段の勾配を緩やかにする工事 ・浴槽をまたぎやすい浅いものに取り換える工事 ・傾斜の解消
付帯工事	・浴室の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事 ・スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
給付対象外工事	・生活動線上以外にある段差の解消 ・床下収納スペースを埋める工事 ・スロープや踏み台を固定せずに置くだけの工事 ・昇降機・リフト・段差解消機等を設置する工事 ・浴槽の取替えに伴う給湯器・シャワー・水栓の工事 ・転落防止柵の設置単独の工事（付帯工事の場合のみ認める） ・着脱式の踏み台の設置（固定する場合は支給対象となる）
原則給付対象外工事	・床全体のかさ上げ工事 →ほかに方法がなく、やむを得ない場合のみ支給対象となる

【注意点】

・スロープの傾斜は、「バリアフリー法」に基づき、高さを長さで割った時、1/12～1/15 以下が目安となります。

・路面舗装やスロープ設置の工事の場合、おおむね 1.2mの幅が支給対象となります。

・生活動線上以外の面積は支給対象外となります。

・工事を伴わないスロープの設置、浴室用すのこは「福祉用具貸与」、「福祉用具購入」の対象となります。（令和6年4月からスロープも福祉用具購入の対象品目となりました。）

3）滑り防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

居室の畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更や浴室の床材の滑りにくいものへの変更、通路面を滑りにくい舗装材へ変更する等の工事が対象となる。

〇参考事例

給付対象工事	・畳から板製床材・ビニル系床材等への変更する ・浴室の床材を滑りにくい床材へ変更する ・屋外の通路を滑りにくい舗装材に変更する ・階段に滑り止めを設置する（固定する場合のみ）
付帯工事	・床材変更のための下地の補修や根太の補強または通路面の材料変更のための路盤整備
給付対象外工事	・老朽化による床材の張り替え ・置くだけの滑り止めマットを設置する ・転倒時の衝撃緩和のための床材の変更 ・改修後の変化や効果が明らかでない工事（フローリングを別のフローリングに変える等）
原則給付対象外工事	・床全体のかさ上げ工事 →ほかに方法がなく、やむを得ない場合のみ支給対象となる

【注意点】

・生活動線上以外の面積は支給対象外となります。

4）引き戸等への扉の取替え

扉全体（開き戸から引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等）の取替え、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等の工事が対象となる。

〇参考事例

給付対象工事	・開き戸から引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等への取替え ・重い引き戸から軽い引き戸への取替え ・扉の位置、ドアノブ、戸車、吊元の変更 ・扉の撤去
付帯工事	・扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事
給付対象外工事	・自動ドアに取り換えた場合の動力設置部分相当費用 ・間口の拡大 ・雨戸の取替え
原則給付対象外工事	・引き戸等の新設 →扉の取替えと比較し、費用が低廉に抑えられる場合は支給対象となる

5）洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器への取替え、既存の便器の位置や向きの変更等の工事が対象となる。

〇参考事例

給付対象工事	・和式便器から洋式便器への取替え（洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合も支給対象） ・洋式便器の向きを変える工事 ・水洗和式から水洗洋式へ変更する時の給排水工事
付帯工事	・便器の取替えに伴う給排水工事（水洗化または簡易水洗化に係るものは除く） ・便器の取替えに伴う床・壁の解体費の一部、床の修復工事
給付対象外工事	・既存の和式便器を残し、新規に洋式便器を設置する工事 ・暖房便座や洗浄機能等のみを目的して便座を取り換える工事 ・便器の取替え時の仮設トイレの費用 ・水洗でない和式から水洗洋式へ変更する時の給排水工事
原則給付対象外工事	・洋式便器から洋式便器への取替え →身体状況等の理由により、便座の高さを変更した洋式便器に変更する場合は支給対象となる

【注意点】

・洋式便器の上に置いて高さを補う腰掛便座の設置は、「福祉用具購入」の対象となります。

MEMO

3. 購入から支給までの流れ

ケアマネジャー等へ相談する	担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)等へ住宅改修について相談します。
↓	
工事前に申請する	ケアマネジャーに理由書を、施工業者に見積り等を作成してもらい、必要書類をそろえて役場総合福祉課へ提出します。
↓	
着工する	必ず、保険者(鏡野町)からの着工許可がおりてから着工してください。申請内容等に不備があった場合、給付を受けられません。
↓	
工事完了の申請をする	工事が完了したら、必要書類をそろえて役場総合福祉課へ提出する。
↓	
支給を受ける	申請書に記載の口座へ保険給付分が支払われます。

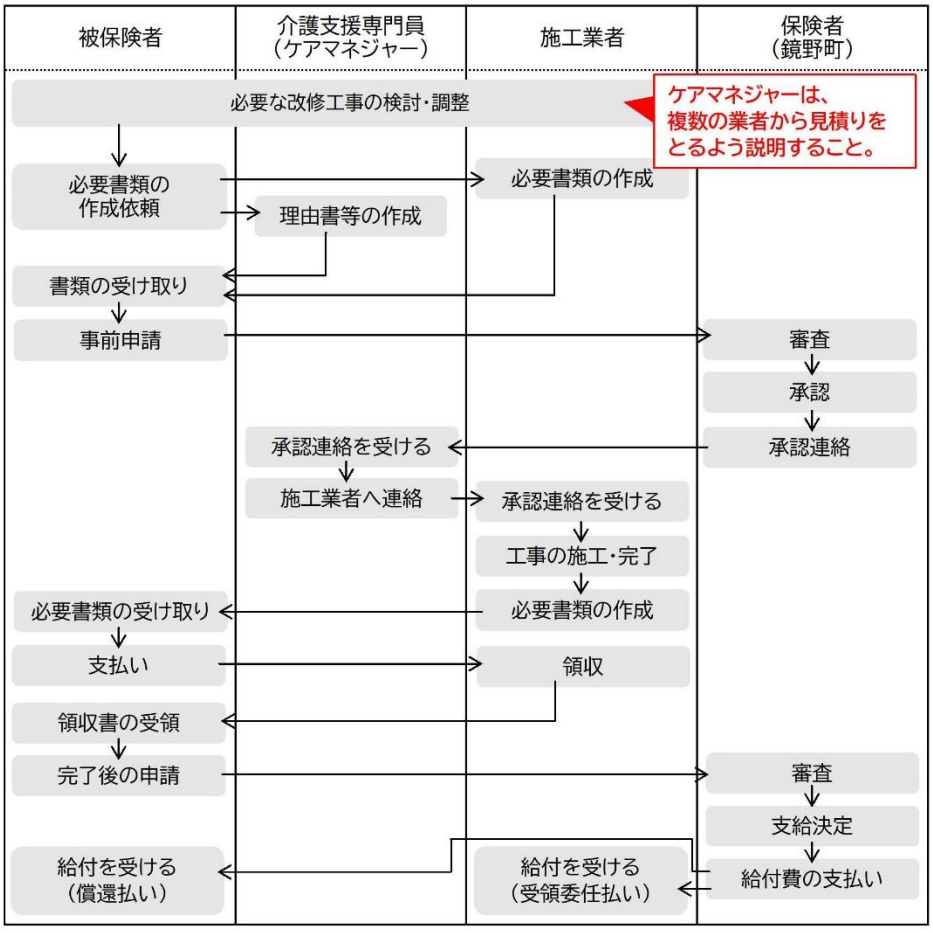

〇住宅改修には「償還払い」と「受領委任払い」の2種類があります。

・「償還払い」…被保険者が一度、費用の全額を施工業者へ支払い、その後、保険者（鏡野町）から被保険者へ保険給付分を支給します。

・「受領委任払い」…被保険者が負担割合証に基づく自己負担額のみを施工業者に支払い、その後、施工業者に保険者（鏡野町）から保険給付分を支給します。

【イメージ図】

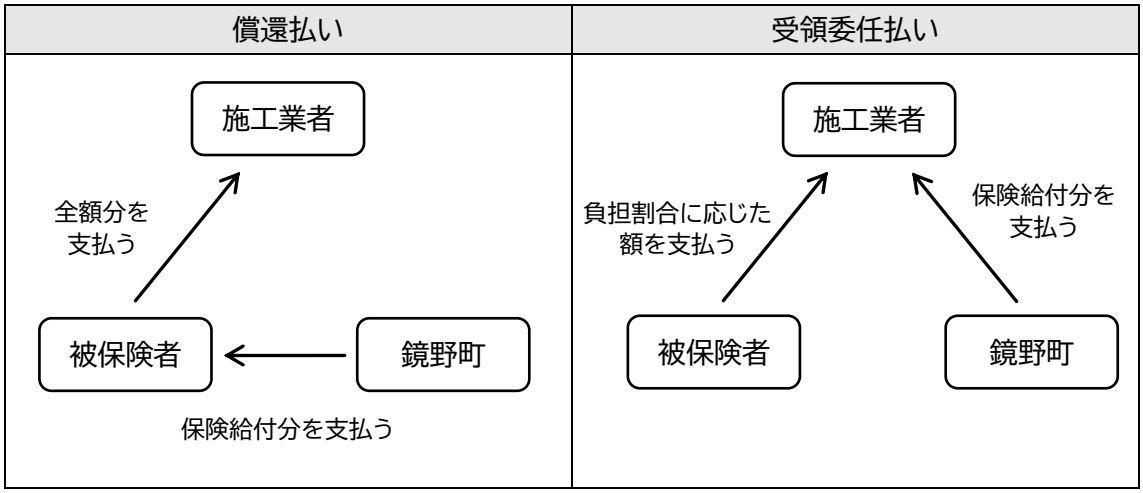

※支払方法によって、提出する申請書が異なります。ご注意ください。

4. 申請時の提出書類と注意点

1）事前申請

①受領委任払い：居宅介護（介護予防）住宅改修費支給兼受領委任申請書 償還払い：介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書及び請求書
・（代理）申請人の氏名欄は自署であれば、押印は不要です。 【受領委任払い】 ・委任欄の受任者（施工業者）は必ず押印していただき、登録番号を記入してください。登録番号は2年ごとに更新されます。 【償還払い】 ・着工日・完成日は改修完了後の申請時に記入していただきます。事前申請時は空欄で構いません。 ・原則、振替依頼口座は被保険者本人の口座を記入してください。
②住宅改修が必要な理由書（2枚）
・被保険者の身体状況や介護の状態等を把握している介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成してください。 ・被保険者本人の身体状況や介護状況等と施工箇所の関連がわかるよう詳しく記載してください。

③工事内容の見積明細書
・工事を行う箇所ごとに内容・単価・数量・住宅改修の種類等を明記すること。 ・材料費や施工費、諸経費を適切に区分すること。（内容が確認できない「〇〇一式」という記載のみでは、認められません。） ・諸経費に計上される項目は、施工業者によって多様であると考えますが、「申請代行手数料」、「書類作成費用」、「写真印刷代」、「損害保険料」は含めることができません。 ・図面に記載している改修箇所との関連がわかるように記載すること。 ・見積書の標準様式を「6.提出書類の記入例」にて掲載していますが、標準様式の内容が全て記載されていれば、様式は問いません。
④施工前の写真
・写真には、工事看板やカメラの日付機能等を用いて日付を入れてください。印刷後に手書きで書き加えることや写真外に印字する等は認められません。 ・施工箇所が広く、撮影範囲が広範囲になる場合は、複数枚に分割して全体がわかるように撮影してください。 ・段差がある場合には、物差しをあてる等、段差の高さがわかる写真を添付してください。 ・写真に改修箇所を図示する等、改修後の状態がわかるように記載してください。
⑤改修箇所がわかる図面
・改修箇所と改修内容がわかるように記載してください。 例）手すりの取り付け：手すりの種類や取り付ける高さ、位置等 段差の解消：もともとの段差の高さや段差の解消をする方法等 床材の変更：変更後の材質、変更する面積等 扉の取替え：扉の種類等　　便器の取替え：便器の種類等 ・写真や見積書との関連がわかるよう記載してください。 ・生活動線を記載し、改修箇所が生活動線上であり、施工が必要であることがわかるようにしてください。
⑥住宅所有者の承諾書
・住宅の所有者が被保険者本人以外の場合、添付してください。
⑦委任状
・「償還払い」で振込先を被保険者本人以外の口座に指定する場合は添付してください。

2）完了後申請

①受領委任払い：居宅介護（介護予防）住宅改修費支給に係る改修工事完了届（受領委任）
【受領委任払い】 ・（代理）申請人の氏名欄は自署であれば、押印は不要です。 【償還払い】 ・申請書は鏡野町役場でお預かりしています。窓口にて、着工年月日や完成年月日等を記入

していただきます。②以降の必要書類を提出してください。
②領収書（原本）
・原本を提出してください。支給決定後、郵送にて被保険者本人へ返却いたします。 ・申請者の自己負担分がある場合は、総額とは別に、介護保険対象費用がわかるように記載してください。
③施工後の写真
・写真には、工事看板やカメラの日付機能等を用いて日付を入れてください。印刷後に手書きで書き加えることや写真外に印字する等は認められません。 ・施工箇所ごとに住宅改修前の写真と整合性が図れるように撮影してください。 ・段差解消のためのスロープや式台等は、固定していることがわかるよう撮影してください。
④請求明細書
・内容等に変更がなければ、事前申請に使用した見積書の内容と同じものを提出してください。

●介護保険の給付適正化について

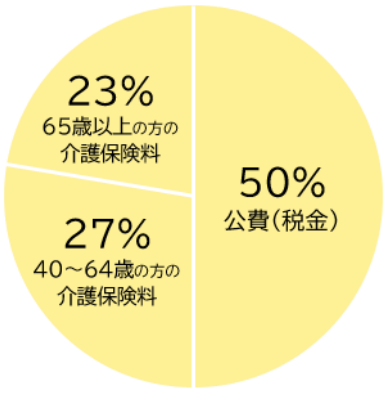

介護保険の財源の半分が公費（税金）、残りの半分が40歳以上の被保険者からの保険料で構成されています。受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供することが、介護保険制度持続の可能性の維持につながります。このため、介護保険における住宅改修においても、施工業者・介護支援専門員（ケアマネジャー）・保険者（鏡野町）が連携し、その目的や手段等が適切で、利用者の状態に適した住宅改修を行うことが、介護保険の給付の適正化につながります。

5. 提出書類の記入例

1)事前申請

○受領委任払い:居宅介護(介護予防)住宅改修費支給兼受領委任申請書

様式第6号（第9条関係）　　＜受領委任払用＞

記入例

居宅介護(介護予防)住宅改修費支給兼受領委任申請書

被保険者氏名	カガミノ　ハナコ 鏡野　花子	保険者番号	3 3 6 0 6 5
		被保険者番号	6 0 0 0 0 0 0 0 0 0
生年月日	明・大・昭 12年 3月 4日 生	性別	男・女
住所	〒708-0392 苫田郡鏡野町竹田660 電話番号 0868-54-2986		
住宅の所有者	鏡野　太郎	本人との関係	（　夫　）
改修の内容・箇所及び規模	■ 手すりの取り付け（廊下、玄関、お風呂） □ 段差の解消（　） □ 床または通路面の材料の変更（　） □ 扉の取替え（　） □ 便器の取替え	業者名	株式会社●●●
		着工予定日	令和6年4月14日
		改修見積額	60,000円

鏡野町長　様

上記のとおり、関係書類を添えて居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を申請します。

令和6年 4月 1日

代筆または印字の場合は押印してください

(代理)申請人　住所 苫田郡鏡野町竹田660　電話番号 0868-54-2986

氏名 鏡野 花子　㊞（被保険者との続柄: 本人）

委任欄	委任者(被保険者本人)	居宅介護(介護予防)住宅改修費の受領に関する権限を下記の者に委任します。 被保険者氏名 鏡野 花子 ㊞　代筆または印字の場合は押印してください
	受任者	上記の請求に対して支給される居宅介護(介護予防)住宅改修費の受領を受諾します。なお、支給にあたっては、受領委任払いに係る登録口座に振り込みしてください。 登録番号 2022000 所在地 苫田郡鏡野町女原90-1 事業者名 株式会社●●● 代表者氏名 奥津 三郎 ●社株之●式印●会

保険者記入欄

下記のとおり決定してよろしいか。

年　月　日

申請までの住宅改修費支給の有無　□無　□有（　円）

①介護保険住宅改修対象費用額	円
②利用者負担額（　割負担）	円
③住宅改修費支給額（①－②）	円

決裁欄	課長	課長補佐	係

受付印

○償還払い：介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書及び請求書

様式第1号（第2条関係）

記入例

保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書及び請求書

フリガナ 被保険者氏名	カガミノ　ハナコ 鏡野　花子	保険者番号	3 3 6 0 6 5
		被保険者番号	6 0 0 0 0 0 0 0 0 0
生年月日	明・大・昭 12年 3月 4日 生	性別	男・女
住所	〒708-0392 苫田郡鏡野町竹田660 電話番号 0868-54-2986		
住宅の所有者	鏡野　太郎	本人との関係	（　夫　）
改修の内容・箇所及び規模	手すりの取り付け3ヶ所 （廊下、玄関、お風呂）	業者名	株式会社●●●
		着工日	※　令和6年4月14日
		完成日	※　令和6年4月14日
改修費用	※印は完了後の申請時に記入してください。		60,000　円

鏡野町長　様

上記のとおり、関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。

令和6年　4月　1日

（代理）申請人　住所　苫田郡鏡野町竹田660　電話番号 0868-54-2986

氏名　鏡野　花子　㊞（被保険者との続柄：　本人　）

代筆または印字の場合は押印してください

注意　この申請書の裏面に、介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要な理由書、工事費見積り書及び改修を行なった住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、その承諾書を添付してください。

原則、被保険者本人の口座を記入してください。

費を下記の口座に振り込んでください。（被保険者本人口座を記入のこと）

振替依頼口座	銀行 信用金庫 晴れの国岡山　農協	本店 鏡野　支店 支所	種目 1 普通預金 2 当座預金 3 その他	口座番号 0 0 0 0 0 0 0
	金融機関コード	店舗コード		
	フリガナ 口座名義人	カガミノ　ハナコ 鏡野　花子		

※保険者記入欄

事前申請	事後申請
上記申請に対して、改修を承認してよろしいか。 令和　年　月　日	上記申請に対して、次のとおり給付決定してよろしいか。 令和　年　月　日
課長 / 課長補佐 / 係	課長 / 課長補佐 / 介護保険担当 / 係
申請までの給付実績の有無（有・無） 有の場合給付金額＿＿＿＿＿＿円	支給決定額　円 負担割合（1割　2割　3割）

住宅改修が必要な理由書　　（P1）

〈基本情報〉

利用者	被保険者番号	6000000000	年齢	87歳	生年月日	昭和12年3月4日	性別	□男 ■女
	被保険者氏名	鏡野　花子	要介護認定（該当に○）		要支援	要介護		
					1・2	経過的・(1)・2・3・4・5		
	住所	苫田郡鏡野町竹田660						

作成者	現地確認日	令和6年3月25日	作成日	令和6年3月25日
	所属事業所	居宅介護支援事業所×××		
	資格（作成者が介護支援専門員でないとき）			
	氏名	奥津　花子		
	連絡先	0868-52-2211		

保険者	確認日	令和　年　月　日	評価欄	
	氏名			

〈総合的状況〉

		福祉用具の現状の利用状況と改修後の想定	改修前	改修後
利用者の身体状況	移動や立ち上がり、姿勢保持といった生活動作に関する身体状況を記述する。 屋内及屋外での移動方法（自立歩行・つたい歩き・介助歩行・歩行器利用等）と記述する。	●車いす	□	□
		●特殊寝台	□	□
		●床ずれ防止用具	□	□
		●体位変換器	□	□
		●手すり	□	□
		●スロープ	□	□
介護状況	家族の状況、主な介護者を含む介護状況を記述する。	●歩行器	□	□
		●歩行補助つえ	□	□
		●認知症老人徘徊感知機器	□	□
		●移動用リフト	□	□
		●腰掛便座	□	□
		●特殊尿器	□	□
		●入浴補助用具	□	□
		●簡易浴槽	□	□
住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか	住宅改修によって利用者・家族は、介護状況・ADL・社会参加など、 日常生活をどう変えたいと思っているのか（特に何を希望しているか）、 また、その効果を記述する。	●その他 ・＿＿＿＿＿＿	□	□
		・＿＿＿＿＿＿	□	□
		・＿＿＿＿＿＿	□	□

改修前と改修後の想定される福祉用具の利用状況を確認する。

住宅改修が必要な理由書　　（P2）

<P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善しようとしている生活動作　②具体的な困難な状況　③改修目的と改修の方針　④改修項目　を具体的に記入してください。>

活動	①改善しようとしている生活動作	②　①の具体的な困難な状況(‥なので ‥で困っている)を記入してください	③　改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針(‥することで　‥が改善できる)を記入してください	④　改修項目（改修箇所）
排泄	☐ トイレまでの移動		☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他	☐ 手すりの設置 （　　） （　　） （　　） （　　） （　　）
入浴	☐ 浴室出入口の出入（扉の開閉含む） ☐ 浴室内での移動(立ち座りを含む) ☐ 洗い場での姿勢保持（洗体・洗髪含む） ☐ 浴槽の出入(立ち座りを含む) ☐ 浴槽内での姿勢保持 ☐ その他（　　）		☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他	☐ 段差の解消 （　　） （　　） （　　） ☐ 引き戸等への扉の取替え （　　） （　　） ☐ 便器の取替え （　　） （　　）
外出	☐ 出入口までの屋内移動 ☐ 上がりかまちの昇降 ☐ 車いす等、装具の着脱 ☐ 履物の着脱 ☐ 出入口の出入（扉の開閉含む） ☐ 出入口から敷地外までの屋外移動 ☐ その他（　　）		☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他	☐ 滑り防止等のための床材の変更 （　　） （　　） ☐ その他 （　　） （　　） （　　）
その他の動作（行為）			☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他	

現状の改善を必要とする動作についてチェックを入れる。今回の改修項目でない項目はチェック不要。

生活動作で困っていること・問題点について、その状況や介護の現状を具体的に記述する。

・改修案の検討の際は、すべての行為について確認する必要があるが、理由書では改善しようとする行為に限定した内容で良い。
・生活のどの場面、どの動作が利用者・介助者にとって大変なのか動作の流れに沿って確認すること。
・①と②の内容を合わせて利用者の状況がわかるよう記載すること。
・移動について各行為(入浴・排泄・外出)に共通する内容は一か所に記入し、各行為の欄に重複しての記入は不要。

①②を記入し、現状の問題点を踏まえた上で、改修目的の項目をチェックする。各行為の困難事項を改善するために、どのような改修を行うのか、その方針を記述する。

・改善方法は「手すりの設置」や「段差解消」という表現だけではなくてもよい。「つかまれる所を」「つまずかない工夫」「立ち上がりの支えを」等の表現でもよい。
・一つの改修項目が複数の目的のために行われる場合はまとめて記述してもよい。
・具体的手段については被保険者本人はもちろん、施工業者や専門家と一緒に考えることが望ましい。

・様々な角度から検討し、決定された改修内容の項目をチェックし、詳細な内容を記述する。
・改修箇所は、場所だけではなく「手すり」なら「便器横壁面」等その取付箇所まで記述する。

住宅改修の種類（※1）	写真等番号	改修場所	改修部分	名　称（※2）	商品名・規格・寸法等	介護保険対象部分				算出根拠
						数量	単位	単価	金額	
				（材料費）						
				（施工費）						
				小計						
				諸経費						
				合計						
				消費税						
				総合計						

写真や図面と見積書が一致するように番号を振ってください。

材料費、施工費、諸経費等を区別して記入してください。

介護保険給付対象外工事と按分する際は根拠を記入してください。

（※1）を参考に実施する住宅改修の種類の番号を記入してください。

（※1）住宅改修の種類：（1）手すりの取付け（2）段差の解消（3）滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更（4）引き戸等への扉の取替え（5）洋式便器等への便器の取替え
（6）その他住宅改修に付帯して必要となる改修

（※2）名称：材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

〇住宅所有者の承諾書

様式第3号（第2条関係）

記入例

令和6年4月1日

住 宅 改 修 の 承 諾 書

（住宅所有者）

住　　所　苫田郡鏡野町竹田660

氏　　名　鏡野　太郎　㊞

代筆または印字の場合は押印してください

私は、下記の住宅について、鏡野　花子　が申請する介護保険による住宅改修を行うことを承諾いたします。

住宅の所在地：

苫田郡鏡野町竹田660

被保険者氏名：　鏡野　花子

○委任状

記入例

委　任　状

（代理人）　住　　所　苫田郡鏡野町竹田660

氏　　名　鏡野　介護　　印

生年月日 明・大・昭・平　40年　3月　2日

私は、このたび都合により上記の者を代理人と定め、下記代金の受領に関する一切の権限を委任します。

令和　6年　4月　1日

（委任者）　住　　所　苫田郡鏡野町竹田660

氏　　名　鏡野　花子　　印

生年月日 明・大・昭・平　12年　3月　4日

電話番号　0868-54-2896

記

委任内容

被保険者氏名（　鏡野　花子　）の

記入しないでください。

令和　　年　　月支給決定分の　　費

銀行等口座振替依頼書

鏡野町長　様

　　費を下記の口座へ振り込んでください。

口座振替依頼欄	銀行 信用金庫 晴れの国岡山 農協	本店 鏡野 支店 支所	種目 ①普通 2 当座 3 その他	口座番号 1 2 3 4 5 6 7
	金融機関コード	店舗コード		
	フリガナ	カガミノ カイゴ		
	口座名義人	鏡野　介護		

（注）口座名義人は、代理人と同一のこと。

2)完了後申請

○受領委任払:居宅介護(介護予防)住宅改修費支給に係る改修工事完了届(受領委任)

様式第8号（第12条関係）　　＜受領委任払用＞

記入例

護(介護予防)住宅改修費支給に係る改修工事完了届(受領委任)

被保険者氏名	カガミノ　ハナコ 鏡野　花子	保険者番号	3 3 6 0 6 5
		被保険者番号	6 0 0 0 0 0 0 0 0 0
生　年　月　日	明・大(昭) 12年　3月　4日 生	性別	男 ・ (女)
住　　所	〒708-0392 苫田郡鏡野町竹田660 電話番号 0868-54-2986		
住宅の所有者	鏡野　太郎	本人との関係	（　夫　）
改修の内容・箇所及び規模	■ 手すりの取り付け （ 廊下、玄関、お風呂 ） □ 段差の解消 （　　） □ 床または通路面の材料の変更 （　　） □ 扉の取替え （　　） □ 便器の取替え	業者名	株式会社●●●
		着工年月日	令和6年4月14日
		完了年月日	令和6年4月14日
		改修費用額	60,000円

鏡野町長　様

上記のとおり、居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給に係る住宅改修工事が完了したので、関係書類を添えて報告します。

令和6年　4月　1日

(代理)申請人　住　所 苫田郡鏡野町竹田660　電話番号 0868-54-2986

氏　名 鏡野　花子　㊞　(被保険者との続柄：　本人　)

代筆または印字の場合は押印してください

保険者記入欄

下記のとおり支給決定してよろしいか。

年　月　日

介護保険対象費用額	円	受付印
支給決定額	円（　割負担）	

決裁欄	課長	課長補佐	合議	係

○領収書（原本）

原則、被保険者名となりますが、
申請者が異なる等で
宛名が違う方となる場合は、
但し書きに被保険者名を記載してください。
領収書
鏡野　花子　　様
発行日 ： 令和6年4月30日
下記の通り、領収いたしました。
金額　　￥65,000-
但し　介護保険住宅改修費用として
介護保険適用分　20,000円 ＋ 介護保険適用外分　45,000円
介護保険適用外の
自己負担分がある場合、
内訳がわかるよう
記載してください。
株式会社●●●
〒708-0421
岡山県苫田郡鏡野町井坂495
TEL:0868-52-2211
●社株
之●式
印●会

MEMO

6. よくあるご質問

Q. 支給限度額は一律20万円ですか？
A. 原則、介護度によらず被保険者1人あたり20万円までとなります。しかし、以下の場合は例外として、再度20万円まで給付されるようになります。 ①要介護度が3段階以上上がった場合（3段階リセット）：初めて住宅改修を実施した時より「介護の必要の程度」が3段階以上上がった場合、それ以前に給付された額に関わらず、改めて20万円までの給付を受けられます。 ②転居した場合（転居リセット）：転居前の住宅での住宅改修の実施の有無や要介護度によらず、転居後の住宅について20万円まで給付されます。ただし、住民票が変更されていることと本人の生活拠点が変更されていること等が条件となります。

Q. 入院中ですが、退院に向けて住宅改修を行いたいでのですが、申請可能ですか？
A. 事前申請は可能です。退院前でも事前に申請を行い、着工していただくことは可能です。しかし、完了後の申請は退院後となります。退院できなかった場合は、支給対象とならず、全額自己負担となりますのでご注意ください。また、入院中の申請は原則、「償還払い」でお願いしております。

Q. 要介護認定を新規で申請中ですが、申請できます？
A. 事前申請は可能です。認定結果が出てから、完了後の申請をしてください。ただし、認定結果が「非該当（自立）」の場合は、支給を受けられませんのでご注意ください。

Q. 被保険者の家族が工事を行うことは、支給対象となりますか？
A. 可能です。材料の購入費が支給対象となります。領収書は、材料を販売した者が発行したものとし、使用した材料の内訳を記載した工事内訳書を作成してください。その他の提出いただく書類は、業者施工時と変更ございません。

Q. 同じ住宅に被保険者が2人（夫婦等）いる場合は、支給限度額を合算できますか？
A. 支給限度額は、被保険者ごとに管理されるため、同時に住宅改修を行う場合は、対象となる工事が重複しないように申請してください。

Q. 負担割合証に記載の負担割合が変更になりました。どちらが適用となりますか？
A. 領収書記載日の負担割合が適用となります。 例）令和6年7月31日まで1割負担、令和6年8月1日から2割負担の場合 領収書記載日：令和6年7月23日→1割負担、令和6年8月3日→2割負担

Q. トイレに手すりを設置するのですが、ペーパーホルダーと一体型となっています。支給対象となりますか？
A. 手すり部分のみが支給対象となります。ペーパーホルダー部分は対象とならないため、手すり部分のみの費用を按分して申請してください。

Q. 段差の解消等のために、ユニットバスを設置する工事は支給の対象となりますか？
A. 介護保険の住宅改修に該当する部分のみが支給の対象となります。壁面や天井、換気扇等の工事は対象外となるため、費用を按分する必要があります。

Q. 工事費用を対象箇所のみを按分して申請を予定しています。諸経費はどのように計算すればよいですか？
A. 諸経費（廃材処理費用や運搬費等の付帯工事）も工事の按分比率により算出された額のみが支給対象となります。

Q. 申請後、本人の要望等により、工事内容が変更となりました。どうすればよいですか？
A. 工事内容の変更は速やかに役場総合福祉課までご連絡ください。内容によっては、申請書を再提出いただく場合がございます。工事完了後の申請で変更が発覚した場合は、支給が受けられなくなる可能性がございます。

鏡野町役場　総合福祉課　介護保険係

〒708-0392　岡山県苫田郡鏡野町竹田660
TEL：0868-54-2986
FAX：0868-54-2891